

「埼玉県の私立高校の補助金・奨学金制度について」

埼玉平成高等学校

※平成29年度生実績

① 高等学校等就学支援金（国の補助金）

私立高等学校において授業料を負担する世帯(生徒)は、下記の所得制限を満たすと補助を受けることができます。

※尚、年収はあくまで目安で実際の**基準は世帯の市町村民税の所得割額になります。**

〈目安〉

月額 9,900 円 年収約 910 万円未満

月額 14,850 円（1.5 倍加算）... 年収約 350 万円～590 万円未満の世帯

月額 19,800 円（2 倍加算）... 年収約 250 万円～350 万円未満の世帯

月額 24,750 円（2.5 倍加算）... 年収約 250 万円未満の世帯

※支給については毎年申請が必要になります。（一年次のみ 2 回）

② 埼玉県私立高等学校授業料等父母負担軽減事業（県の補助金）

授業料補助

埼玉県居住の世帯で、家族の扶養人数及び税額に応じ、①の高等学校就学支援金との合計で下記の金額まで補助されます。

〈目安〉

・基準1 年収約 250 万円未満の世帯 授業料(年)300,000 円 入学金 100,000 円 施設費等 200,000 円

・基準2 年収約 250 万円～350 万円未満の世帯 授業料(年)300,000 円 入学金 100,000 円 施設費等 200,000 円

・基準3 年収約 350 万円～500 万円未満の世帯 授業料(年)300,000 円 入学金 100,000 円 施設費等 200,000 円

・基準4 年収約 500 万円～609 万円未満の世帯 授業料(年)300,000 円 入学金 100,000 円

※上記補助金額は負担した額が補助上限金額となります。

※毎年申請が必要になります。

就学支援金①及び授業料軽減②に該当した場合の例

基準	目 安	授業料		就学支援金(国)		授業料軽減(県)		実質負担額
基準1	例1(約 250 万円未満)	300,000 円	－	297,000 円	－	3,000 円	=	0 円
基準2	例2(約 350 万円未満)	300,000 円	－	237,600 円	－	62,400 円	=	0 円
基準3	例3(約 500 万円未満)	300,000 円	－	178,200 円	－	121,800 円	=	0 円
基準4	例4(約 590 万円未満)	300,000 円	－	178,200 円	－	121,800 円	=	0 円
	例5(約 609 万円未満)	300,000 円	－	118,800 円	－	181,200 円	=	0 円
県基準外	例6(約 910 万円未満)	300,000 円	－	118,800 円	－	0 円	=	181,200 円

注：全ての基準は市町村民税の所得割額等により決定します。

施設費等補助

上記の授業料補助において基準1～3に該当する世帯は実際に負担する施設費等※1の納付金について 200,000 円を上限に補助を受けることができます。

※1 本校では施設費・維持費・暖房費・実習費・教材費・図書費・行事費・設備拡充費が該当します。

埼玉県独自、奨学のための給付金

埼玉県内に在住で授業料等補助の基準1に該当する保護者、生活保護を受けている保護者はこちらも**別途申請**出来ます。

区分	支給額	
生活保護世帯	52,600 円	
基準1（年収約 250 万円未満）	第1子	84,000 円
	第2子以降※	138,000 円

※区分中の「第2子以降」は23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯の場合です。

支給額

給付金	738,000円	埼玉県 奨学のための給付金 138,000円	84,000円				埼玉県 奨学のための給付金					
	684,000円										埼玉県 授業料等軽減補助金	
施設費等 その他	600,000円	埼玉県 施設費等その他納付金 200,000円						国 就学支援金				
	400,000円											
入学金		埼玉県入学金補助 100,000円										
	375,000円											
授業料	300,000円	埼玉県授業料軽減補助						埼玉県平成高校の授業料 補助上限(年間授業料)				
	297,000円											
	250,000円											
	237,600円											
	178,200円								就学支援金 2.5倍加算 297,000円	就学支援金 2倍加算 237,600円	就学支援金 1.5倍加算 178,200円	就学支援金 118,800円
	118,800円											
世帯年収の目安	250万円未満	350万円未満	500万円未満	590万円未満	609万円未満	910万円未満						
県基準	基準1	基準2	基準3	基準4		基準外						
施設費等その他 (1年次) ※2	200,600	200,600	200,600	200,600	200,600	200,600						
施設費等その他補助額	200,000	200,000	200,000	0	0	0						
施設費等その他実質負担額	600	600	600	200,600	200,600	200,600						
入学金 ※2	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000						
入学金補助額	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	0						
入学金実質負担額	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	250,000						
授業料(年額) ※2	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000						
授業料補助額	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	118,800						
授業料実質負担額	0	0	0	0	0	181,200						

※2 実際に学校に納付する額になります。(例: 特待生で免除されている場合は該当しても補助は発生しません)

注: 実際には年収ではなく世帯の該当年度の住民税市町村民税の所得割の金額により該当基準が決定します。